

可児市災害時ペット救護マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、30年以内に高い確率で発生するとされる東海地震や東南海地震により大きな被害が想定されていることに対応するため、可児市が平常時及び発災後の対応に備えておくことで、発災後のペット及びその飼養者に対する対応が円滑に行われることを目的とする。

2 定義

(1) 対象

犬・猫等の一般家庭で飼養される愛玩動物（以下「ペット」という。）のうち、生存しているものを対象とする。

(2) 避難所

ペットを伴い避難できる避難所は、地域防災計画に基づき選定されている指定避難所とする。

(3) 飼養者

ペットを飼養している可児市民。

(4) 一般市民

飼養者以外の可児市民（帰宅困難者、災害ボランティア等を含む）。

(5) 岐阜県被災動物救援本部

発災後、円滑にペットの救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、岐阜県被災動物救援本部（以下「動物救援本部」という。）が設置される。構成は次のとおり。

岐阜県

(公社)岐阜県獣医師会

岐阜県動物愛護ネットワーク会議

岐阜大学応用生物科学部

(6) 被災動物救護所

動物救援本部が被災したペットの救援活動を実施するため、被災状況に応じて、避難所、災害現場や県内保健所等（13ヶ所）の敷地内に設置。

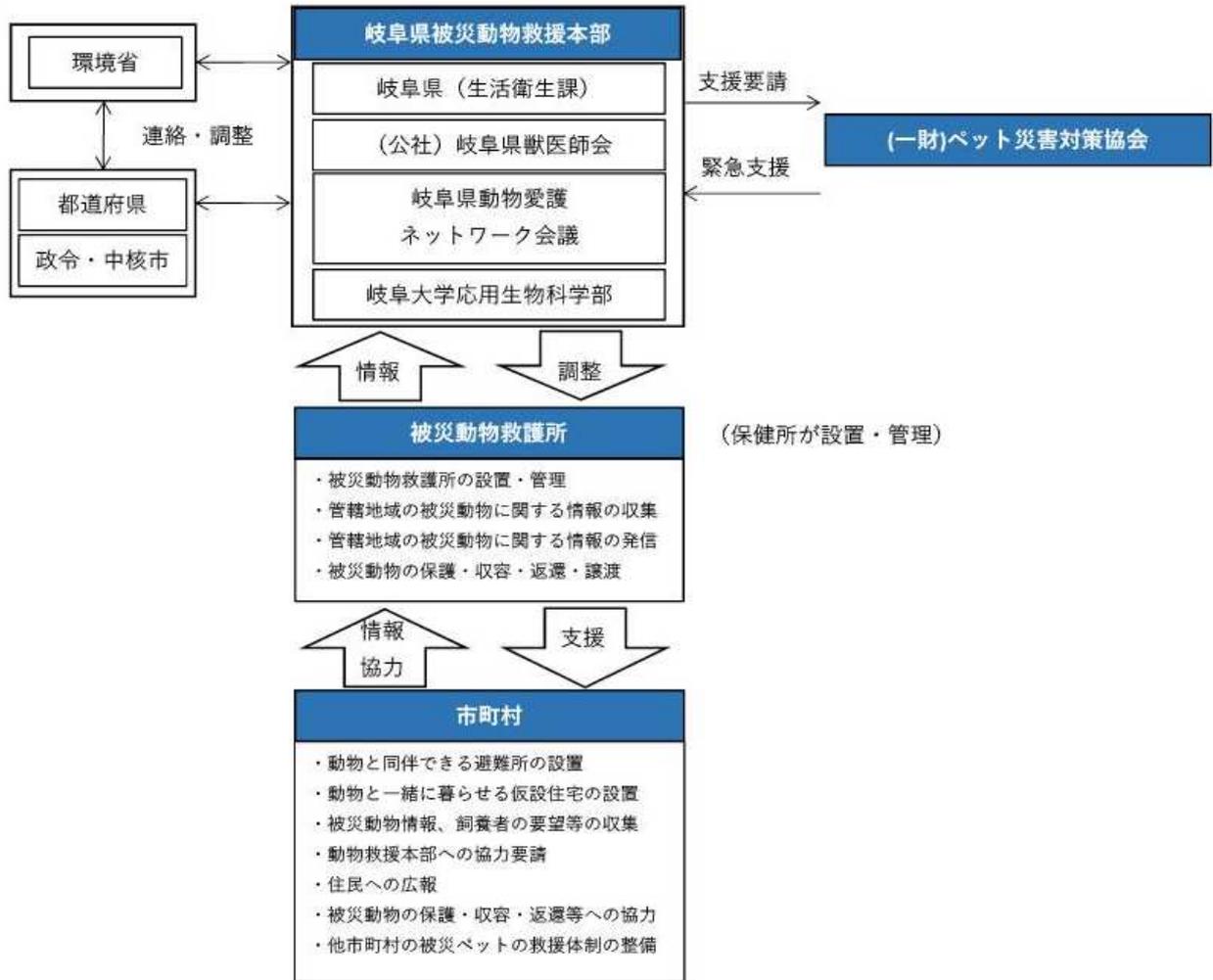
(7) 臨時動物救援病院

(公社)岐阜県獣医師会の会員が所有する診療施設。負傷したペットの治療及び一時飼養等を行う。

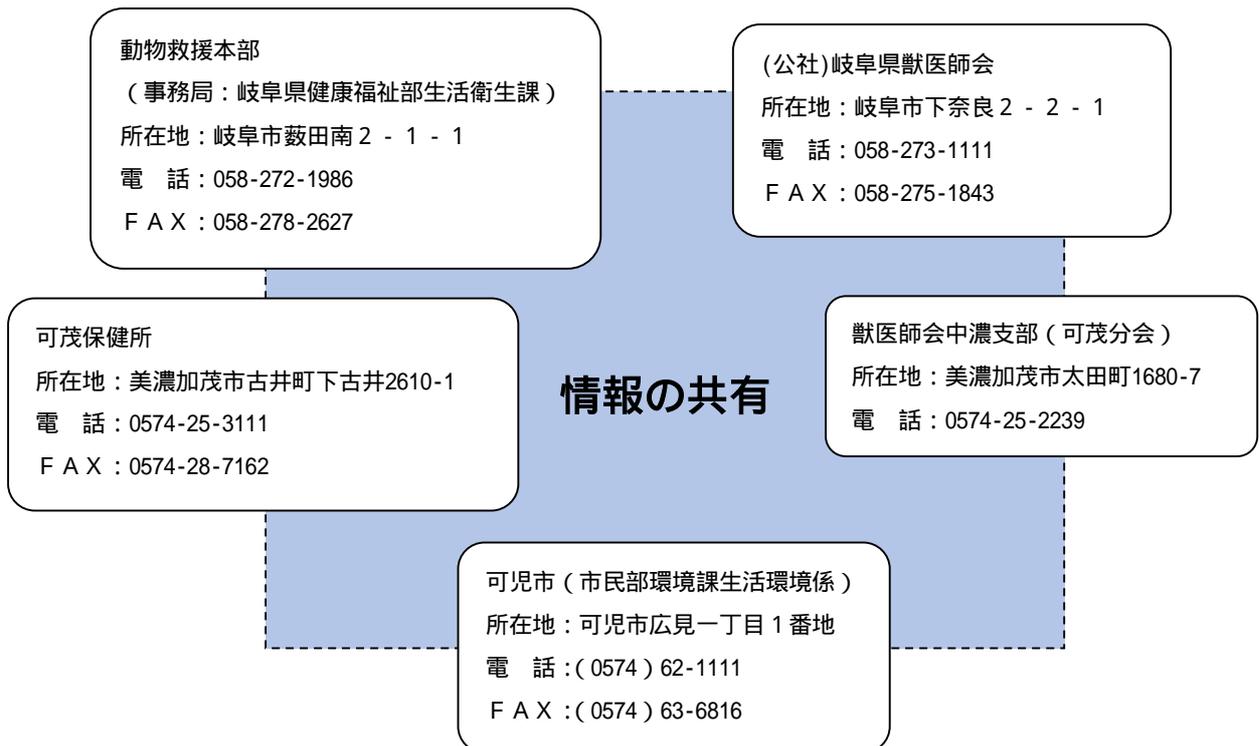
(8) 一般財団法人ペット災害対策協会

動物愛護や人と動物の絆を守る観点から、不測の緊急災害において被災したペットの救護及び円滑な救護の確保を目的として設置され、動物救援本部の支援要請に応じ、緊急支援を行う。

(8) 災害時の体系図



3 緊急連絡網



4 発災前の対応

(1) 市の役割

ペットの飼育状況の把握に努め、狂犬病予防法、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例等による適正管理を推進する。

【飼育状況】 (平成28年10月1日現在)

人口	種別	飼育頭数
101,414人	犬	8,179頭(推計)
	猫	7,207頭(推計)

畜犬台帳・ペットフード協会の推定値から算定

犬の飼育頭数推計

- ・登録率 82.5% (ペットフード協会の推計値)
 - ・可児市登録頭数 6,748頭(平成28年10月1日現在)
- 可児市の犬飼育頭数推計
 $6,748 \div 82.5\% = 8,179$ 頭

猫の飼育頭数推計

- ・一世帯あたりの飼育率 9.93% (ペットフード協会の推計値)
 - ・一世帯あたりの平均飼育頭数 1.78匹 (ペットフード協会の推計値)
- 可児市(101,414人、40,775世帯)の猫飼育頭数推計(平成28年10月1日現在)
 $40,775 \times 9.93\% \times 1.78 = 7,207$ 頭

【推定被災ペット数】 (平成28年10月1日現在)

人口	種別	被災ペット頭数
101,414人	犬	472頭(推計)
	猫	416頭(推計)

兵庫県南部地震に伴う被災ペット数の推定(兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録から)

世帯数(A)	全半壊戸数(B)	B/A	種類	飼育頭数(C)	被災ペット推定数(B/A×C)
1,193,159	58,940	0.049	犬	80,154(登録数)	3,927
			猫	107,036(H2年推定数)	5,244

可児市(南海トラフ巨大地震の被害予想を元に計算)

世帯数(A)	全半壊戸数(B)	B/A	種類	飼育頭数(C)	被災ペット推定数(B/A×C)
40,775	2,351	0.0577	犬	8,179(推定数)	472
			猫	7,207(推定数)	416

震度 5強~6弱 建物全半壊:2,351棟(岐阜県の南海トラフ巨大地震等被害想定調査から)

避難所における飼養ルールを確立する。

ア．ペットは、専用スペースにおいてのみにより飼養することとする。

イ．ペットと一緒に生活することを好まない人（アレルギーが原因の場合も含む）がいることを考慮し、飼養者に対し、避難者スペースへのペットの持ち込みを禁止する。

ウ．ペットの飼養及び専用スペースの清掃等は、飼養者が責任を持って行う。

エ．ペットには必ず飼養者を明記した首輪等を付け、原則ケージでの飼養とする。

避難訓練時には、ペット同伴で参加できるよう配慮する。

飼養者に発災後における飼養者の責任について啓発を図る。

一般市民に被災したペットの救援意識について啓発を図る。

可児市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の体制を検討する。

動物救援本部の支援要請に対する、資器材（ケージ等）貸出、応援職員の派遣体制等

（２）飼養者の役割

ペット同行が可能な避難所を確認する。

発災後には、動物病院の集中利用や病院自体の被災も予想されるため、普段から発災後における治療や飼養等について想定し、主治医にも相談しておく。

親類や知人等、一時的に預けられる場所をあらかじめ確保しておく。

ペットとはぐれた、行政により保護されたときのために、ペットの種類に応じて次のような措置を講じておく。

ア．鑑札や名札をペットに付ける

イ．首輪に飼養者氏名、住所、電話番号等を記載する

ウ．マイクロチップの装着 等

ペットの避難のために、ペットの種類に応じて次のような防災（生活）用品を備蓄しておく。

ア．ペットフード、水（最低5日分）

イ．リード・ケージ・首輪、食器（食事、飲み水用等）

ウ．タオル、ペットシート、ビニール袋、新聞紙、古着

エ．救急用品（包帯、消毒液、常備薬等）

発災後に同行避難することが望ましいことから、避難所等において他人に迷惑をかけないようにするため、普段から次のことに取り組む。

ア．衛生管理

常に清潔に保つとともに、決められた場所で排泄するよう習慣付けるなど衛生管理に努める。

イ．ケージに慣らす

避難所の専用スペースではケージ内で飼養されるため、吠えたり、暴れたりしないように、普段からケージに慣れるようトレーニングを行う。

ウ．社会化

他の動物や見知らぬ人、突然の刺激等に驚かないようにするため、普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるよう十分なしつけを行う。

エ．不妊・去勢手術の実施

ペット同士の集団生活における摩擦を避けるため、また、計画のない繁殖を防止するため、不妊等の手術を実施する。

オ．各種予防接種の実施

狂犬病予防法における登録及び狂犬病予防注射を確実にを行う。

また、各種混合ワクチンの接種を行う等、ペット間あるいは人への感染症等の蔓延を防ぐための措置を行う。

特定動物は避難所での飼養ができないため、飼養者は発災後にペットを飼養できる場所を確保しておく。

(3) 一般市民の役割

防災及び被災したペットの救援について理解するよう努める。

5 発災後の対応

(1) 市の役割

各避難所のペットの状況を把握する。

被災動物救護所へ情報を伝達する。

ア．同行避難ペット収容状況（種別・現在数）【様式1】

イ．不足資材・飼料、活動要員等の補充要請【様式1】

ウ．逸走ペットの捜索依頼【様式2】

エ．飼養者不明ペット保護状況（種別・現在数）【様式3】

オ．その他応急医療要請など

各避難所へ支援情報を発信する。

ペットも入居可能な仮設住宅の設置の検討。

被災動物救護本部等が行う被災したペットの保護・収容・返還等への協力に努める。

避難所から物資（ケージやフード等）の支給依頼があった場合、岐阜県獣医師会中濃支部及び動物救援本部と調整し、確保する。

(2) 避難所の役割

同行避難ペット及び飼養者不明ペットを保護し、ケージ置き場を指示する。

同行避難ペットの状況を把握する。【様式5】

専用スペース内では、同一のペットごとにグループ分けをする。

同行避難ペット収容状況【様式1】、逸走ペット【様式2】、飼養者不明ペット【様式3】の情報を市環境課へ報告する。

支援情報を避難所掲示板に掲示することにより周知する。

ペット飼養者がケージやフード等が持参できない場合や、避難所生活が長期化し、不足するような場合には、可児市環境課へ支給の要請を行う。【様式1】

(3) 飼養者の役割

ペット同行により避難所へ避難するときは、可能な限りケージやフードを持参する。

ケージに飼養者名を記入する等して、ペットの飼養者が判断できる状態にする。

避難所への避難後、「避難所ペット登録カード」【様式4】を記入し、避難所責任者へ届け出る。

ペットが逸走した場合は、避難所責任者へ届け出る。【様式2】

マナーを守り、避難所、仮設住宅等でペットと一般市民が共生できるよう努める。

避難所での飼養に伴う必要な作業（専用スペースの衛生管理等）は飼養者全員が共同で行う。

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合、直ちに市及び警察等関係機関に届け出る。

特定動物の飼養者は、避難所以外の場所において飼養及び監視する。

(4) 可児市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制

動物救援本部の支援要請に対する、資器材貸出、応援職員の派遣の検討を行う。

6 終息

本マニュアルにおける救援対策の終息は、動物救援本部が県や市の災害対策本部と十分に協議したうえで決定する。

市は、原則終息宣言に合わせて被災動物救護所である避難所を閉鎖するが、継続して飼養する必要がある場合は、終息後も可茂保健所等の関係機関と対応について検討する。

7 付則

本マニュアルは必要に応じ見直しを行うものとする。

(_____) 避難所 動物救護活動報告 (要請)

月 日 時現在

活動 従事者	所 属 等		人 数		人員補充等の要請		
	動物救護部		人		(要請理由・人数等)		
	飼 い 主		人				
	ボランティア		人				
			人				
収容動物	事 由	種 類	現 在 数		特記事項		
	同行動物	イヌ					
		ネコ					
	飼い主 不明	イヌ					
		ネコ					
要補充 物資	品 名	数 量	備 考	品 名			
その他	(物資補充以外の要請事項・特に報告すべき事項等)						
	【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】						
	【死亡した動物があった場合の記入欄】						

可児市 市民部 環境課
 電話：0574-62-1111 (内線3408)
 FAX：0574-63-6816

逸走動物の搜索依頼受付簿

届出日： 月 日 ()		避難所、その他 ()	
届出時間： 時 分		記入者	
届出者	氏 名：		
	連絡先： 電話		
逸 走 動 物 の 情 報	逸走日時： 月 日 () 時 分		
	逸走場所：		
	種 類： 犬[鑑札 (有・無) 注射済票 (有・無)] 猫・その他 ()		
	特 徴： 種類 (/ 雑種) 愛称 () 性別 (オス / メス) 年齢 () 大きさ (k g) 毛色 () 毛の長さ () 首輪 () 耳型 () その他の特徴 () 鑑札番号 _____ 注射済番号 _____		
	保健所へ 情報提供 () 保健所 (センター) 月 日 () 時 分		
結果	発見日時： 月 日 () 時 分		
	発見場所：		
	措 置： 所有者へ返還 保健所が保護 その他 ()		
	保護場所：		
	保護期間： 月 日 () ~ 月 日 () その他：死亡確認 (月 日) その他 ()		

保護動物受付簿

(飼い主不明動物の受付を行い、ケージ等を使用して保護する)

届出日： 月 日 ()		避難所、その他()	
届出時間： 時 分		記入者：	
届出者	氏名：		
	連絡先： 電話		
保護動物の 情報	保護日時： 月 日() 時 分		
	保護場所：		
	種類：犬 [鑑札(有・無) 注射済票(有・無)] 猫・その他()		
	特徴： 種類(/ 雑種) 愛称() 性別(オス / メス) 年齢() 大きさ(kg) 毛色() 毛の長さ() 首輪() 耳型() その他の特徴() 鑑札番号 _____ 注射済番号 _____		
	保健所へ 情報提供 () 保健所(センター) 月 日() 時 分		
逸走届出との照合： 月 日現在 月 日現在 月 日現在 月 日現在			
収容場所	場所：		
	期間： 月 日() ~ 月 日()		
措置結果：			

避難所ペット登録カード

入所 年 月 日
退所 年 月 日

No.

飼い主	フリガナ	<input type="text"/>		
	氏名	<input type="text"/>		
	住所	<input type="text"/>	電話	<input type="text"/>
ペット	名前	<input type="text"/>	性別	<input type="text"/>
	種類	<input type="text"/>		
	特徴	毛色 <input type="text"/>		
特記事項	<input type="text"/>			

避難所ペット登録カード（台帳）

ケージ 番号	飼い主氏名	動物の 種類	性別	毛色	その他
			オス・メス		
			オス・メス		